

令和6年度 第2回 伊勢市障害者施策推進協議会 自立支援部会 会議録

日時：令和6年8月8日（木）18:30～20:30

場所：福祉総合支援センターよりそい会議室1

参加委員 浦田委員、金子委員、川口委員、工藤委員、倉井委員、竹澤委員、徳田委員、
中村和人委員、中村智士委員、光山委員、森委員、山本委員

欠席委員 岡田委員

傍聴者 1名

【 報告事項 】

1 各テーマ別会議

(1) 人材確保・養成テーマ

報告書 [資料1](#)

処遇改善加算のアンケート結果について [資料1-1](#)（事務局より）

●テーマ別会議の内容

- ・ 5月28日第1回目のテーマ別会議を開催した。
- ・ ビジネスパーク日程や講師の調整について、テーマ別会議委員からも講師を派遣してはどうかと意見が挙がっており、今年度は困難であるため、今年度は委員の見学を行い来年度に繋げたい。ビジネスパークに参加することで、講師の人材養成にもなり、今後、小学校や大学からの派遣要請に対してスムーズに対応出来るようにしたい。
- ・ 人材確保として県社協主催の「福祉のお仕事フェア」が毎年開催されており、県社協の求人イベントとしては最も大きい。伊勢亀鈴会と四季の里が当フェアへ参加しており、次回のテーマ別会議で参加2法人より報告を受けたい。その報告に対して手応えがあれば他の法人へ案内したい。参加するには求人登録を行うなど要件を満たす必要がある。
- ・ 「障がい福祉ホームヘルパーのお仕事の魅力とヘルパーになるための支援制度について」のチラシを修正後、伊勢市のホームページへの掲載とハローワークへの配布を行いたい。
- ・ 厚労省が発行している「社会福祉分野における仕事の魅力発信」リーフレットの伊勢市版を作成したい。伊勢市のホームページへの掲載とハローワークへの配布を行いたい。以前、伊勢市の広報にてヘルパーの取材を受けて広報へ掲載されたが、再度、広報へ掲載の機会を持ち掲載されたものをリーフレットへ転用したい。今年度の広報は既に掲載記事が決まっているため、来年度以降に広報へ掲載したい。
- ・ 事業所における研修ニーズの把握や伊勢市で開催出来る研修の実施、県や社協の研修案内を行う。

●処遇改善加算新加算研修のアンケート

- ・ テーマ別会議からの提案として、5月31日介護労働安定センターの協力を得て、処遇改善加算新加算の概要について事業所向け研修を行った。研修後のアンケートについて「資料1-1」を参照。

- ・ アンケートは7月末までに17法人から回答を得た。また、5月31日研修開催後から7月上旬のアンケート結果を追加すると、回答は26法人となる。アンケート結果から中規模以下の法人は加算の取得が難しい現状があり、個別相談の希望が多い。県の事業として介護保険事業所には個別相談会を実施しているが、障がい分野では個別相談会が開催されていない。県へ障害分野事業所へも個別相談会の開催を要望していきたい。

→部会として了承

(2) 就労支援テーマ

報告書 資料2

- ・ 前回の自立支援部会以降はテーマ会議の開催がなく、前回報告と大きく変わっていない。
- ・ 8月22日にいせ若者就業サポートステーションの事業で、伊勢まなび高校にて「高校生就労支援ネットワーク会議」を開催するが、その際にテーマ別会議で作成したリーフレットを活用予定。今後は、企業向け、高校生本人向けといった幅広い対象者へのリーフレットの作成も行っていきたい。
- ・ 新たな取り組みとして伊勢市短時間雇用について、伊勢市より説明を受けた。就労継続支援B型事業所の利用者も、短時間雇用との併用可能と聞いている。
- ・ 就労移行支援事業所の現状について、実施事業所より情報提供を受けた。今後、移行事業の現状と課題を整理して、来年度新設される就労選択支援事業の検討に繋げたい。
- ・ ビジネスパークに参加している企業との連携を図り、企業見学等を行っていきたい。

(3) こどもテーマ

報告書 資料3

- ・ 前回の自立支援部会以降はテーマ会議を開催しておらず、今後9月に開催予定。
- ・ テーマ9項目は変更なし。
- ・ こどもの発達支援ハンドブックについて、今後は、年度が替わることによる修正や、YouTube や民間ホームページへのリンクが可能かについて確認しリンク不可の場合は替わりのページを作成等していく。完成後は伊勢市ホームページに掲載していきたい。今の時代の保護者はスマホから情報を得ることが一般的。不安や疑問に対して、一つの解答や手がかりとなるものをホームページから確認できるようにしたい。今後もハンドブック作成(修正)を中心にスケジュールの検討を進めたい。こども発達支援室と連携を取りながら進めていきたい。

→こども発達支援室より：こどもテーマ会議、金子リーダーと協議しながら、関係各課と協力検討し取り組んでいきたい。

(4) 地域生活支援拠点テーマ

報告書 資料4

○全体共有

- ・ 8つのテーマを挙げ、年間スケジュールを確認し、2チームに分けて検討を進めている。
- ・ 地域生活支援拠点コーディネーターの役割と活動を確認共有し、実働で把握した課題を

テーマ別会議に報告してもらい、この拠点テーマ会議で課題の協議検討をしていく。

- ・ 地域生活性拠点のパンフレットを伊勢市ホームページに掲載することを確認。

○A チーム

- ・ 登録事業所の拡大として、事業所の登録状況の確認を行った。登録をすると必ず受け入れをしなければいけないと心配、運営規定の変更など時間が必要、どこの登録事業所も人手不足で緊急時に人を加配することが難しい、受け入れて期間が長くなると負担が大きい、プランに受入期間を落とし込めば対応しやすいのではないか、といった意見が挙がる。
- ・ サービス事業所の見学会の開催を協議した。目的は意思決定支援である事を確認。令和元年度末に実施直前であったがコロナ感染対策により中止となっているため、再度同様の事業所への見学依頼を中心をお願いしていく。次回テーマ別会議で事業所の見学受入可否の確認を行う。
水福連携、農福連携の事業所、拠点登録している事業所、また、高齢者施設として特養・サ高住・グループホームなどの見学も考えたい。

●B チーム

- ・ 登録利用者の拡大に向け、「①リスクが高く対応可能な方、②リスクが低くて対応可能な方、③リスクが高くて対応未定な方」に分類して、計画相談に対してアンケートを実施し、登録必要者の人数把握を行い、現在集計中。①の方は今年度中に登録完了できるように進めていきたい。本当に課題となるのは③の方となる。プラン作成の勉強会を行いたい。また、周知啓発として報告会を実施したい。
- ・ 緊急対応の事例や、緊急プランの事例を報告する場を持ちたい。
- ・ 緊急時に支援が必要な人に関するアンケートの結果として、①に該当 16 名、②に該当 19 名、③に該当 21 名、④「①②③以外に登録が必要な人」に該当する人 17 名だった。

<委員からの質問>

Q：見学会について特養とサ高住が見学先の候補になっているが、何を基準にこの二つの種別の施設が候補となったのか。

A：障がいの入所施設とグループホームと同様に、選択肢の情報を提供して、利用者がその違いの理解を得られるようにしたい。また、障がい分野が高齢者分野の施設をあまり分かっていない現状も踏まえ、利用者にはもっと情報が届いていないという課題があると考えている。

(5) 医療的ケア児者支援

報告書 資料 5

- ・ 5月30日と7月29日の2回テーマ別会議を開催し、主に1～3のテーマを協議。
- ・ 日常生活における家族のレスパイトについて、具体的な事業につなげていきたい。南伊勢町と熊野市にて既に実施している在宅医療的ケア児に対するレスパイト事業を参考にし意見交換を行った。その検討結果の具体的な内容を提案書にまとめた。
- ・ 医療的ケア児者支援ハンドブック作成について具体的な事業につなげていきたい。東京

都のハンドブックを参考に検討し、安心して子育てができるハンドブックを作成したい。
その検討結果の具体的な内容を提案書にまとめた。

- ・ 避難訓練を通じた災害に対する具体的検討について、令和 5 年度に避難訓練を実施予定だったが、対象者の参加が難しくなったので、新たな方を選定した。自助の部分の意識を持ち、災害のイメージを持っていただくことが出来るようにしたい。保護者の方にどういった避難訓練をすればいいか支援者と一緒に考えていただく。避難訓練は参加当事者の体調に考慮して秋頃の実施を実現したい。

2 事業所ネットワーク会議

- ・ 就労系グループ：実施報告（7月2日開催）[資料6](#)
- ・ 伊勢市短時間就労について伊勢市担当者より説明を受け、参加者からの質問に対して伊勢市担当者から答えていただいた。
- ・ 水福連携について、牡蠣ロープ釘抜き作業を事業所が取り組んだ内容や感想の報告を受けた。工賃が他の作業より高く納期に追われない利点があるが、作業場所の問題がある。牡蠣の養殖業所が減っている状況で、作業に取り組むことは地域の活性化につながる。
- ・ 全体を通じた意見交換として、制度改正に伴う工賃算出方法変更の課題、工賃アップの交渉の必要性、有意義な時間となった等の意見が挙げられた。
- ・ 参加した部会委員の意見として、地域の事業所は仕事の内容や量、工賃の金額などに困っている現状が報告された。伊勢市の短時間雇用は先進的な取り組みであるので、企業に広がれば障がい者の雇用の機会が広がると思う。

【 協議事項 】

3 各テーマ会議からの提案

(1) 医療的ケア児者支援テーマ会議からの提案

●医療的ケア児者在宅支援ハンドブックについて [資料7](#)

- ・ 医療の進歩等により医療的ケア児は最近 10 年で 2 倍に増えているが、総数としては少ないこともあり、保護者だけでなく支援者もどうしていいのかわからない現状がある。家族も支援者も安心して地域生活が送れるような情報を載せたハンドブックがあるといいという思いから提案書を作成した。

<委員からの質問>

- Q：ハンドブックの中身、レイアウト、デザイン等については、別の業者等の力を借りるのか。
- A：こども家庭相談係の子育てハンドブックも参考にしながら作りたい。内容記事については、関わる市の担当課に依頼済み。レイアウトは業者に依頼したい。ページ数は東京都作成のハンドブックと同等程度としたい。基本的なレイアウトは業者に依頼しテーマ別会議で話し合い発行したい。また、家族の声を大事にしたいので、家族会に聞いた内容をハンドブックに取り入れたい。
- Q：来年度に作成していくスケジュールを希望するのか。
- A：そのスケジュールが希望となる。

<委員からの意見>

- ・ レスパイトについて、古い話になるが以前はなかなか積極的に休む保護者はおらず、保護者が抱え込む状況だった。保護者は高齢化しておりレスパイトは必要。

→部会として、本提案書を了承（施策推進協議会へ提案していく）

課題はたくさんある中で、施策への提案を選択する必要がある。今年度は、提案書として形になっている課題を提案していく。

●医療的ケア児在宅レスパイト事業について 資料 8

- ・ 県内の令和4年度医療的ケア児は309名（平成30年度は241名）、人工呼吸器88名（平成28年度は40人）となっており、大幅に増加している。伊勢市では16名ほど医療的ケア児が在宅で生活されており、人工呼吸器1名、酸素8名となっており、確実に増えている。
- ・ 済生会明和病院なでしこは、ショート4床で、その内人工呼吸器対応のベッドは1床しかないため、レスパイトや緊急の対応が難しい。
- ・ 訪問看護が健康保険の適用時間を超えて訪問看護を実施した場合の超過費用や、訪問看護による病院受診、外出付き添い費用についての助成により、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減を図りたい。
- ・ レスパイトにより精神的に負担が軽くなる保護者は多く、来年度実施できるようにしていきたい。南伊勢町や熊野市、紀宝町が事業化している。まだまだ実施している自治体は少ないが、保護者の助けになる事業である。

<委員からの質問>

Q：とても大事な事業と思うが、事業の対象者の判定等はどこがするのか、これから検討するのか。運用をしていくのはどこになるのか。

A：医療的ケア児には訪問看護が入っており、医師より訪問看護の指示書が出ている人が対象と考えている。医療的ケア児にあたらなくとも、訪問看護して医療的ケアが必要となる場合がある。その場合は、対象者(7)「医療的処置を必要とする場合、医療的ケア児と同等と医師が認めたもの」が該当すると考えている。

Q：健康保険法の時間外とは、訪問看護の適応時間超えると訪問看護は利用できないのか。その状況で利用する場合は100%利用者の実費となるのか。超えた時間分の費用を伊勢市などが負担してほしいということか。

A：健康保険法としての時間は最大90分。適応時間のケアが終わっている場合、それ以降の時間の訪問看護はボラティアで対応している。それを補うために超えた時間分を伊勢市に負担して頂く等をお願いしたい。この事業については国の補助金も該当している。

Q：訪問看護療養費以外となる自宅以外での訪問看護とは、どのような事業の内容で、どのような利用になるのかイメージがつかない。レスパイトの目的だけではなくなるのか。

A：内容についてはもう少し検討が必要、病院への通院や学校でのサポートを想定している。他県では事業化されている場合がある。

<委員からの意見>

- ・ レスパイト事業の対象になる方は事前に確認をしておくことになる。地域生活支援拠点の緊急プランが立っている等の必要性を考える必要がある。

- ・ 訪問看護のみでレスパイトを担うのではなく短期入所等他の障がい福祉サービスの利用が困難な場合に、このレスパイト事業の対象となるという事が重要。本来短期入所の拡充などが必要で、様々なサービスが選択できる地域となっていく事が必要である。

4 その他

(1) サービス事業所ネットワーク

事務局より

- ・ 就労系サービス事業所ネットワークについては7月2日に実施済み。その他の居住系、日中活動系、児童通所系、訪問系についても、今年度中に開催できるように準備したい。開催内容の検討を自立支援部会にて協議頂きながら、自立支援部会に実施報告させて頂きたい。

(2) 各委員からの質問・課題共有、意見・提案

各委員からの質問・課題共有

Q：一般就労と就労系事業所との併用について本来いけないと理解しているが、その件についてこの地域で問題は起こっていないのか。

A：一般就労と就労系事業所併用の可否については自治体の判断となる。国からの指針では、週10時間未満の一般就労は就労系事業所との併用が可能とされており、これは、週10時間以上の一般就労は障害者雇用率に含まれるためであると考え。伊勢市が取り組んでいる短時間就労もそのような認識で取り組んでいる。

Q：就労系事業所ネットワークの報告で挙げた牡蠣ロープの釘抜き作業工賃月額15,000円は一般的に多いのか、工賃をどのように設定されているのか。

A：工賃金額の設定は利用者や作業内容によって違う。就労継続支援B型の場合、全国平均がおよそ14,000円、三重県平均がおよそ18,000円となっている。しかし、令和6年度の報酬改定により工賃算出方法が変更となったので、現在、工賃がどう変わっているかは分からない。牡蠣の作業については納期がない点、地域の活性化につながる点、得意とする利用者にとっていい作業となる点が利点であり、単価は他の作業と比較して高いと思う。

- ・ 三重県の最低賃金が今年10月より1023円となる（※現状973円）。処遇改善で給与を上げたばかりで、また上がった最低賃金に合わせて雇用していくのが大変な現状である。
- ・ ビジネスパークの講師を担って3年目となる。令和5年度2月に講師をした伊勢宮川中学での参加生徒の感想文が非常によく書けており、講師として伝えたいことが、生徒によく伝わっていた。

各委員からの意見・提案

- ・ 訪問入浴を利用しているが、障がい特性により血圧が不安定であるため、入浴前の血圧測定で一定以上の数値になると利用が中止となってしまう。介護保険であれば、血圧が高くて入浴できない場合には清拭に切り替えることが出来る。血圧が高く訪問入浴が中止になると、事業所が算定出来ないし、利用者も入浴出来ないため、血圧が高くても介護保険と同様に清拭に切り替えて利用できるようにしてほしい。

→市で検討したい。

- ・グループホームについて、令和 6 年度の報酬改定により新たに地域連携推進会議の開催が必要となり、令和 6 年度は経過措置、令和 7 年度は義務化となっている。その会議に市の参加が必須とされており、伊勢市がどのように会議へ入るのか、次回自立支援部会にて具体的に回答が欲しい。